

第 10 期こさい高齢者プラン策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

令和 7 年 5 月 23 日

1 主旨

本プロポーザル実施要領は、第 10 期こさい高齢者プランを策定するに当たり、企画提案を求め、当該業務の受託者として最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

第 10 期こさい高齢者プラン策定業務

(2) 目的

令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年を 1 期とした計画であり、高齢者が健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための「老人福祉計画」、介護保険法の基本理念を踏まえ介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための「介護保険事業計画」を一体的に策定し、湖西市総合計画を上位計画とし、「健康こさい 21 」や「湖西市食育推進計画」、「湖西市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等の高齢者福祉に関連する計画と整合性のある計画を策定する。

(3) 業務内容

「第 10 期こさい高齢者プラン策定業務委託仕様書」による

(4) 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

(5) 委託上限額

5,390 千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

企画提案に応募するために必要な資格は、次のとおりとします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結の日までの間に、本市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 提案参加者は、令和 3 年度以降に静岡県内の市町村に対し、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画を一体とした計画策定に関する業務の契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があること。ただし、アンケート調査のみの業務受託

は実績とはみなさない。

4 質問の受付及び回答

実施要領等の内容について次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年5月26日(月)～令和7年6月2日(月)正午

(2) 提出方法

質問書〔様式5〕により作成の上、事務局(湖西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課)へ電子メールにより提出するものとします。電話による質問は受付しません。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答については、その都度、湖西市のホームページで公表します。

(※最終回答：令和7年6月4日(水))

5 参加申し込み・審査

(1) 受付期間

令和7年5月26日(月)～令和7年6月9日(月)午後5時

(2) 提出書類及び提出部数

参加申込書〔様式1〕、会社概要〔様式2〕、業務実績書〔様式3〕を作成し、各1部提出してください。

(3) 提出先

湖西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課

〒431-0442

静岡県湖西市古見 1044 番地

TEL : 053-576-1104 FAX : 053-576-1220

kourei@city.kosai.lg.jp

(4) 提出方法

ア 電子メール、持参又は郵送とします。※受付期間内に必着のこと。

イ 持参する場合は、受付期間内の平日午前9時から午後5時までに限ります。

(5) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、令和7年6月11日(水)までに「参加資格審査結果通知書」により、参加者に電子メールにて通知します。

6 提案書等の作成及び提出等

(1) 応募提案数

応募は、応募者1者につき1提案とします。

(2) 作成要領

〔別紙1〕第10期こさい高齢者プラン策定業務委託プロポーザルに関する企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)を参照してください。

(3) 企画提案書等の受付

① 受付期間

令和7年6月12日(木)～令和7年6月25日(水)午後5時

② 提出書類及び提出部数

作成要領記載の業務実施体制(様式4)、企画提案書(様式6)及び(任意様式)、見積書(任意様式)及びスケジュール(任意様式)を、次に掲げる媒体の区分に従って、当該区分に掲げる方法により提出してください。

ア 紙資料 A4で各正本1部・副本4部を提出してください。様式がA3となる場合にはA4になるよう綴じ込んでください。

イ 電子データ 資料一式を次の「③ 提出先」にあるメールアドレスへ送信してください。

なお、提出書類の内容が後記11の失格条項に該当することを確認した場合は、その段階で失格条項を明示し通知をします。

③ 提出先

湖西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課

〒431-0442

静岡県湖西市古見 1044 番地

TEL : 053-576-1104 FAX : 053-576-1220

kourei@city.kosai.lg.jp

④ 提出方法

ア 電子メール、持参又は郵送とします。※受付期間内に必着のこと。

イ 持参する場合は、受付期間内の平日午前9時から午後5時までに限ります。

⑤ 提出された応募書類の取扱い

ア 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。

イ 提出された応募書類は一切返却しません。

ウ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属することとします。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、委託者が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとします。

エ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。

7 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行います。

(1) 実施日時(予定)

令和7年7月4日(金)

(2) 実施場所等詳細は、別途通知します。

(3) 出席者は、3名以内とします。また、業務を受注した場合、主として本業務に従事する者(業

務主担当者)が説明するものとします。

- (4) プレゼンテーションにおける、各社の持ち時間はおおむね 30 分です。そのうち説明時間は 20 分程度とし、残り時間は質疑応答等とします。各プレゼンテーション間は、インターバルを設けるものとします。

なお、説明は企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとしてください。

審査員は、紙資料で企画提案書を提出された場合は当該紙資料を基に審査をし、電子データで企画提案書を提出された場合は審査者が用意するパソコン上で当該電子データを基に審査をします。

8 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、審査会において採点した結果に基づき協議した上で、第一契約者候補、次点契約者候補を選定します。

なお、応募者多数の際にはプレゼンテーション前に書類審査を実施する場合があります。書類審査を実施する際には、その旨を連絡させていただきます。

(2) 審査結果の通知

選定の結果については、令和 7 年 7 月 9 日(水)(予定)に応募者に通知するほか、湖西市のホームページで公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合があります。)

(3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、一切受け付けません。

9 審査基準及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとします。(100点満点)

評価対象	評価項目	評価の着眼点 (評価基準)		配点
企画提案書	業務実施体制	人員配置	・本市と十分に連絡調整が行える実施体制になっているか。	5点
			・業務実施体制は、業務執行のための適切な人員規模、配置及び役割分担となっているか。	5点
	業務工程計画 (実施スケジュール)	作業手順	・業務に関する作業手順は具体的であるか。	5点
			・詳細な実施スケジュールが提示されているか。	5点
		実現性	・スケジュールに妥当性及び業務遂行の実現性が確保されているか。	5点
		打合せ等協議の回数	・業務に関する打合せ等協議の実施頻度は適切か。	5点
	業務の実施方針及び実施手法	業務内容の理解度	・高齢者保健福祉施策及び介護保険制度に関する法令、財務及び技術に係る必要な知識を有しているか。	5点
			・本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か。	5点
		的確性	・業務の実施方針や実施手法などに関する提案趣旨は適切か。	5点
			・業務全体を通しての積極的な提案・意見がなされているか。	5点
			・業務遂行に伴い生じる新たな課題に対して柔軟に対応が可能であるか。	5点
		具体性	・仕様書の各業務について、より詳細で具体的な内容を提案しているか。	5点
	役割分担	・本市と事業者の役割分担は明確であり妥当か。	5点	
	湖西市の高齢者福祉に対する考え方	計画の方向性について	・2040年を見据えた長期的な視野も持ち合わせた内容であるか。	5点
		計画の細部について	・高齢者福祉施策の方針・考え方に共感できるか。	5点
			・高齢者福祉に関する施策が妥当か。	5点
			・介護保険事業の方針・考え方に共感できるか。	5点
			・介護保険事業に関する施策が妥当か。	5点
	担当者の能力等		・説明の仕方、プレゼンテーション能力が評価できるか。	5点
			・質問に対する対応が妥当か。	5点
		合計	100点	

「企画提案書」に対する評価項目及び評価基準は、各審査員が各基準を5点満点(計100点満点)で評価します。

10 日程

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1)公募開始 | 令和7年5月23日(金) |
| (2)質問書の受付締切 | 令和7年6月2日(月) |
| (3)質問書の最終回答 | 令和7年6月4日(水) |
| (4)参加表明書の提出期限 | 令和7年5月26日(月)～6月9日(月)午後5時 |
| (5)企画提案書提出期限 | 令和7年6月12日(木)～6月25日(水)午後5時 |
| (6)提案者プレゼンテーション | 令和7年7月4日(金) |
| (7)審査結果の公表(予定) | 令和7年7月9日(水) |
| (8)契約締結(予定) | 令和7年8月1日(金) |

11 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続の過程で、前記3の参加資格に抵触することが明らかになったとき。
- (6) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (8) 価格見積書の金額が、前記2に示した価格を超過しているとき。

12 契約の締結

- (1) 委託者は、最も評価が高い者を当該業務委託の第一契約候補者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとします。なお、契約の際には改めて見積書を提出するものとします。
- (2) 第一契約候補者が前記11の失格条項に該当すると認められた場合又は委託者と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次点契約者候補者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (3) 選定後、前記3の参加資格の要件を満たさなくなった場合又は取組体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。
- (4) 委託期間は、契約締結日から令和9年3月15日までを予定しています。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとします。
- (2) 企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (3) プロポーザル参加表明後に辞退される場合は、プロポーザル参加辞退届(様式7)を提出し

てください。

(4) 提出書類の詳細は、作成要領(別紙1)をご覧ください。

14 問い合わせ先

湖西市役所 健康福祉部 高齢者福祉課

担当:白井・井口

TEL : 053-576-1104 FAX : 053-576-1220

e-mail : kourei@city.kosai.lg.jp